

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成27年12月8日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	金子 武志	（千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官	岡部 絵理子	（千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官	野上 幸久	（千葉地方裁判所刑事第2部判事補）
検察官	和田 真樹	（千葉地方検察庁検事）
検察官	児嶋 隆司	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	碓井 卓也	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	石川 さやか	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者1番		女
補充裁判員経験者2番		男
補充裁判員経験者3番		男
裁判員経験者4番		女
裁判員経験者5番		男
補充裁判員経験者6番		女
補充裁判員経験者7番		女
裁判員経験者8番		女

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

それでは、ただいまから意見交換会を始めさせていただきます。私は、先ほど御挨拶いたしました金子と申します。千葉に来てもう4年近くになっておりまして、裁判員裁判をずっとやっておりますので、件数的には恐らく50件以上60件未満ぐらいはやっておりまして、したがって、ざっと計算すると、8かける5ですから、400人以上の裁判員又は補充裁判員の方と一緒に仕事をさせていただいたということになります。

今日は、私以外にも、検察庁、弁護士会、あとは、うちの部の裁判官がそれぞれ来ておりますので、席の順に従って一応御紹介しますので、その後、一言ずつ自己紹介をよろしく願いいたします。

まず、こちらから御紹介しますと、検察庁から和田検察官、そして児嶋検察官、裁判所の岡部裁判官、野上裁判官、弁護士会から石川弁護士、そして碓井弁護士です。よろしく願いいたします。

それでは、自己紹介をお願いいたします。

【和田検察官】

検事の和田と申します。私は、検事になって今9年目ですが、この4月に千葉に着任したばかりであります。今は、主に裁判員裁判を担当しております。本日は、よろしく願いいたします。

【児嶋検察官】

同じく千葉地方検察庁の検事の児嶋でございます。私は、今検事19年目で、和田検事と同じく、この4月から千葉地検にまいりました。今現在、この2部合議Aの裁判員裁判と、あと2部合議Bの裁判員裁判の双方を担当しておりまして、経験としては千葉では20件弱ということになります。よろしく願いいたします。

【岡部裁判官】

千葉地方裁判所刑事2部の裁判官の岡部と申します。私は、裁判官となって丸1

1年が過ぎた頃になります。私も、今年の4月から千葉地裁にまいりまして、金子裁判長と一緒に2番目の立場の裁判官として裁判を担当させていただいております。

裁判員裁判の経験は、千葉で9件で、次の事件で10件目ということで、いろいろな事件を経験できた頃かなと思っています。今日は、どうぞよろしく願いいたします。

【野上裁判官】

千葉地方裁判所の裁判官の野上と申します。私も、刑事第2部で、金子裁判長のAチームで一番の若手として、最近ですと、主に裁判員裁判を中心に担当させてもらっております。

法曹三者は、法廷内で審理を見て聞いて、皆さんの自分の考えをある程度形成してもらおうと、そういったことで、分かりやすい審理というものをするように心掛けております。そのような観点から、本日は、皆さんの率直な意見を聞ける大変貴重な場だと思っておりますので、忌憚のない意見をお聞かせ願えればと思っております。よろしく申し上げます。

【石川弁護士】

千葉県弁護士会の弁護士の石川と申します。弁護士経験は、もうすぐ5年目になります。裁判員裁判は、5件経験したことがありまして、現在も、一つの裁判員裁判が進行しています。刑事2部でも、裁判員裁判を担当したことがありまして、金子裁判長や和田検事とも御一緒したことがあります。

今回裁判員の方が担当された覚せい剤の密輸事件等も何件か担当したことがありますので、今回は、そのときのことを思い出しながら忌憚のない御意見を聞かせていただけたらと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

【碓井弁護士】

弁護士の碓井と申します。現在、弁護士の経験は、10年目です。裁判員裁判に関しましては、既に終わった事件が8件、現在担当している事件が1件であります。弁護士としては、比較的多く裁判員裁判を経験しているほうだとは思いますが、

もう慣れたということではなくて、毎回、初めての経験ばかりでという状況でやっております。よろしくお願いいたします。

【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは、これから意見交換を始めさせていただきますが、既に御案内している話題事項に沿っていくこととなります。最初に、皆さん全員にお一人ずつ、裁判員を務められた全体的な感想というのを一言二言お聞かせいただけますでしょうか。その後、こちらの話題事項に沿って、順番に手続の流れに沿うような形で少しお話を伺いたいと思います。

最初は、1番の方から順番にということで御発言いただいて、それ以降については、事件の種類などによってまとめてお話を伺うような形になるかと思しますので、必ずしも順番ということではありませんが、よろしくお願いいたします。

では、まず、最初に務められた全体的な感想ということで、一言ずつお願いいたします。まず、1番の方からお願いいたします。

【1番】

務めた感想としましては、普段なかなか立ち入ることがない裁判所に入って、お話しする機会もないような方々と触れ合って、実際に裁判というものがどういうものかというのを見ることができたので、すごく貴重な経験ができたなという感想です。

【司会者】

どうもありがとうございました。

【2番】

去年の春に、私は、覚せい剤取締法違反被告事件の補充裁判員として選任されました。ですけれども、やはり前々から裁判員制度というのは興味があって、ぜひ参加したいと思っていました。なので、正規の裁判員の方に比べれば、プレッシャーはやっぱり小さかったのかもしれないんですけれども、それなりに責任感を持って

裁判員の職務を務められたと思っています。

それから、たまたま他の裁判員や補充裁判員の方たちと住んでいるところが近い
というか、3人が同じ市内に住んでいるということが分かり、そういうめぐり合
わせもあるのかなと思ったんですけど、一人の方は特に私がよく行くお店で働いて
いる方なので、そのお店に行って会ったときにどうしたらいいのかなと、悩ましいこ
とが後々ありましたけれども、非常によい経験でした。

【司会者】

どうもありがとうございました。続いて、3番の方、お願いします。

【3番】

現在、66歳で、補充裁判員として去年の5月に裁判員裁判に参加させていただきました。
初めての経験でしたので、事件に対する認識とその背景、事件と向き合
う姿勢、適正な判断、自分自身の考えの発表など、通常の世界生活ではそこまで求
められていないものを行わなければならないという責任感を感じました。

【司会者】

どうもありがとうございました。続いて、4番の方、お願いいたします。

【4番】

私は、去年の7月に裁判員裁判に参加させていただきました。なので、約1年半
前のことなので、ちょっと記憶も薄れてきました。私が担当した事件は、覚せい剤
の密輸の事件で、被告人は、外国人の男性でした。

感想としましては、裁判所には普段来ることもないので、敷居が高いと感じてい
たのですが、実際は、そんなこともなく、いろいろ見聞を広めるという点では、よ
い経験をさせていただいたと思いました。やっぱり数日間、裁判員の方を始め、皆
さんと一つのテーマについて意見を出し合う、そういう一体感とかも感じられたの
で、よかったなと思います。

【司会者】

どうもありがとうございました。続いて、5番の方、お願いします。

【5番】

やる前は、もう少し堅いものだろうと思ったんですけど、裁判官によい雰囲気をつくっていただいて、気楽にしゃべられるようになりました。選ばれないかと思っていたので、選ばれてしまって、最初は緊張したんですけども、慣れてくれば緊張もなく裁判を行うことができました。

【司会者】

どうもありがとうございました。

【6番】

私も、同じくこの意見交換会に選んでいただけと思わなかったのが、大変感謝しております。私は、個人的に人権擁護委員という役職を仰せつかっております。人権擁護委員は、もう4期目ですから10年目に入ったんですけども、その中で、いろんな人の悩みですとか、事件ですとか、それを民間の立場でかかわってきました。その中で、やはり人の権利を守る要職ですので、当然刑を終えた方の人権ですとか、また逆に、大変な重罪を受けた方の生きる権利ですとか、すごくそういうことにかかわってきただけに、今度は、裁くという立場の中で、逆の立場から見られたことは、大変貴重な経験をさせていただいたと思っています。

本当に、日々、裁判官の皆さん、弁護する皆さん、そして刑を確定するために追及する検察の方、いろんな立場で一人の方を裁いていくんですけども、それを遠くからというとおかしいんですが、見る立場が変わると、自分の気持ちがこんなに変わるんだなということも気付きました。人の権利を守るというのは、本当に難しいことですよ。

ですけども、この要職をこれから先ずっとやっていく上では、本当に貴重な経験でした。今日も、よい経験をさせていただくことに感謝をしております。

【司会者】

ありがとうございました。続いて、お願いいたします。

【7番】

私は、去年の9月に補充裁判員として参加させていただきました。正直なところ、裁判員制度については、ニュースでやっているなぐらいの感じで、特に興味もなく過ごしていました。私が裁判員に選ばれたとき、制度に対してマイナスイメージを持っていたのか、知り合いからは同情されましたが、実際参加してみると、マイナスなところは特になく、覚せい剤についての知識も得られ、むしろ、すごく勉強させていただいたなという感想です。

【8番】

私は、一番経験してよかったことは、やはり、どなたかもおっしゃっていたみたいに、裁判所とか裁判というものが自分の生活と全然無縁なもの、あるいは近寄りたがたいものと感じていたのですが、裁判長や他の裁判官のお人柄に触れて、とても身近に感じられ、とてもよい経験をさせていただいたと思っています。

ただ、最初に通知が送られてきたときは、正直言って「えっ、まさか。」とか、「どうしてこんなものが当たるんだ。」と思っていました。絶対に悲惨な事件とか、陰惨なこととかには関わりたくないの、どんな理由を付けてでも断ろうと思っていたのですが、覚せい剤関係の事件だと聞いて、杞憂に終わりほっとしました。逆に、貴重な経験ができて、本当によかったと感じています。

それから、裁判長が読み上げられた判決は、私たちがいろいろな過程で話したことを全部くみ取った内容となっていて、とても感動しました。しかも、その主文が書かれた紙を、記念になるからといって、くださいます、本当に大切な記念品をいただけたと感じています。

あと、被告人は、外国人女性で、覚せい剤の運び屋をしていたのですが、その後どうなっているのかなと思うことがあります。結局、事件の背後にいる大きな組織は、そのまま存在していますので、また同じような事をさせられている人がいるんじゃないかなと思い、似たような事件のニュースが流れると、気になって見ているという日々を過ごしています。

【司会者】

ありがとうございました。皆さんの御意見としては、非常に裁判所や裁判を近く感じていただいたということと、他方で、非常に重大な責務ということで、そのあたり気を引き締めてやっていただいた様子がとてもよく伺えました。

今度は、その具体的な事件の内容を少しずつ思い出していただいて、意見交換をお願いしたいと思います。ただ、具体的な手続の内容はちょっと思い出せないという方は、やむを得ませんので、その場合には、感想ということでも、結構ですので、もし何か具体的に思い出された方は、お話しいただくということで、お願いできればと思っております。

それと、例えば、最初にやるのは、冒頭手続ということで、裁判が始まった最初のところあたりのことを伺うんですが、裁判が始まったばかりで、すごくばたばたしていて、なかなか頭に入らなかったり、記憶に残らなかったなんていう意見もあると思いますので、そのあたりも含めて、どんな感じで裁判に入って行かれて、どんな印象を持たれているのかといったところあたりを最初は中心に伺いたいと思っております。

最初の冒頭陳述というところは、検察官や弁護士さんの説明で、事案の内容とか、ポイントとか、何を判断しなければならないのかということなどをどれくらいお分かりいただいたかということについての感想と、もし具体的な記憶があれば、そのお話をいただくんですが、今回皆さんが担当された事件は、種類が幾つかございまして、一番恐らくポイントが絞りにくそうな覚せい剤の密輸事件で、その判決書を見る限り、あまり争点らしい争点がなかったように思えるのが、そのうち、二つの事件でしょうか。判決書を読む限りはということなんですが、この二つの事件というのは、いわゆる覚せい剤密輸で、量刑上のポイントも、あまり判決からは伺えない感じですので、まず、この二つのような事件で、どんな感じで裁判がスタートして、どんなことが皆さんの頭の中に入ったのかということなどを少し伺ってみたいと思っております。

ということなので、完全な順番ではないんですが、まず、この二つの事件を担当

された方に、もし御記憶があれば、伺いたいと思います。裁判が始まった最初の場面を思い出していただいて、何がポイントなのかが分かるような形で裁判に入っていたのかどうか教えていただけますでしょうか。

【1番】

確かシンプルな事件だったので、あまり争点らしい争点、着目しようと思うようなポイントが余りない事件だなという印象でしたね。あとは、審理の最初の頃の印象として、弁護人がすごく頼りない方だったので、そのことにびっくりしたことを覚えています。こんなに頼りない方に弁護されて、ちょっとかわいそうだと思ってしまって、今後の評決にかかわってしまわないのかなと思ってしまいました。こんな人に弁護されているんだから、甘くするわけではないのですが、ちょっと軽くというようには人間ならないのかしらと思ったのが、最初の頃の印象です。

【司会者】

どうもありがとうございました。恐らく余りなかなかポイントが絞りにくいというお答えが出てくるだろうなと思っておりましたので、なおかつこの事件は、被告人質問は、弁護人が20分くらいしかしていなくて、そのあたりどうだったのかということも、少し後でお伺いできればと思います。

同じような感じにはなるんですが、もう一方の事件についても、恐らく密輸の自白事件だったと思いますので、最初はどんな裁判の入り方だったのか、伺えますでしょうか。

【7番】

ちょっと記憶が曖昧なんですけれども、比較のしようがないので、やっぱりポイントがちょっと分からないんですね。ただ、すごく丁寧に説明していただいたので、こういうものかと納得できて、分かりやすかったとは思いますが。特に争う点もなく、大体こんな事案の場合には、このぐらいだというニュアンスで教えてもらってという感じでした。

【司会者】

そうしますと、裁判自体には最初から比較的落ち着いて入ることができて、中身はよく理解できたということでしょうか。最初の場面は、ばたばたしている感じではなかったということでしょうか。

【7番】

そうですね、特にばたばたする感じもなく、本当にスムーズに進んでいきまして、意見も、そんなに正直、出なかったんですね。

【司会者】

続いて、今度は、同じように覚せい剤の密輸事件で、有罪無罪を争ってはいないようなんですが、ただ、脅迫されて来たんだとか、怖かったんだけど来ざるを得なかったんだというところに、量刑上のポイントがどうも置かれていたような事件だったと思うのですが、これについて、最初の出だしがどんな形で理解されたのかというのをちょっと伺ってみたいと思っております。

事件としては、2番の方の事件と5番、6番の方の事件、これらは同じ事件のようですけど、お三方に、そのあたりの最初の裁判の入り方、ポイントが頭に入ったかどうかをお聞かせいただければと思います。

2番の方、いかがでしょうか。

【2番】

冒頭手続や冒頭陳述は、裁判のスタートなので、我々も、かなり緊張が高まっていたはずですよ。なので、例えば、法廷に入る前の控え室で、どういう順番で入りましようかとか、いろいろばたばたしていた記憶があります。

ただ、冒頭陳述などで説明するスピードは、専門の方から見たら、ゆっくり過ぎるぐらいの方が、我々にとって、ちょうどよいのかもしれないなと思いました。事件の背景とか、被告人の家庭事情とか、そういうところを何度もやりとりして深めていくところもあったので、そういう事情を整理する時間が十分あると、我々もスムーズに理解できたのかなと思います。

【司会者】

逆に言うと、実際は、そのような状態ではなかったということですか。

【2番】

少し早かったような気がします。

【司会者】

それでは、続いて5番、6番の方、恐らく同じ事件だと思いましたが、お願いいたします。

【5番】

最初の休憩時間に、覚せい剤を隠し持ってきたときのベストを持ってきてもらって、見たんですけど、それを見て、すんなり入っていけました。こんなベストでこんな量を持ってきたら、すぐに見つかるんじゃないかと思いました。最初にそういうものを見せてもらって、すんなり裁判に入っていけました。

【司会者】

今のお話は、最初の証拠調べの場面でその証拠物を見て、すごく分かりやすかったということでしょうかね。

【5番】

はい。

【司会者】

分かりました。続いて6番の方、お願いいたします。

【6番】

まず法廷に入ることが初めてだったので、すごくそのときは緊張しました。私は、先ほど言い忘れたんですけども、補充裁判員だったので、一步後ろの席に座っていたんですけども、こんなにきちんと裁判長から入って、次に1、2、3と入ってという順番があるというのも、前にきちんと説明をしてくださったので、そういう意味では、入った瞬間だけ緊張しました。

その後は、証拠調べのときに、やはり同じく、こんな量、1.4キロもよく持ってきたなという印象と、個人的には、覚せい剤を手にとって見るなんていうのは、

きっと一生に一回だろうと思っていたので、本当に、その証拠調べは、もうじっくり見させていただいて、また、説明も、すごくきちんとしていただいたので、そういう意味では、審理に向けてすんなりと入っていったと思います。

【司会】

ありがとうございました。そうすると、先ほどちょっとお話ししたように、この事件のポイントが量刑を決めることにあつて、それで脅迫されたかどうかといったところが問題なんだというのは、最初の場面で頭に入ったような感じでしょうか。

【6番】

そこまでは、頭には入っていませんでしたね。事件のポイントのことよりも、空港で見付かったということでしたので、成田空港の職員の方が大変優秀なんだなということをまず考えましたね。人の目の動きですとか、挙動不審であったこととか、何とも言えない体の線よりも何となくふくらんだものを着ていたからなのかなというところまで、ちょっと想像しました。

【司会者】

ありがとうございました。8番の方の事件も、密輸事件で、恐らく裁判のスタート時点では、覚せい剤だということが分かっていたかどうかみたいなのが争点になっていたけれども、どうも判決を読む限りでは、途中で、被告人は、有罪を認めたようなことが伺えます。まず、裁判の最初の場面を思い出していただきたいのですが、冒頭の説明で、検察官や弁護人の説明で、この事件のポイントが何なのか、争点は何なのかが頭に入ったかどうかについてお聞かせいただけますでしょうか。

【8番】

どの時点で争点を理解したかは、記憶が曖昧で、ちょっと分かりません。ただ、事件のポイントは、本人が自覚して運んだのか、知らないで運ばされたのかということ、それによって量刑が随分違うんだということを裁判官から説明を受けたことを覚えています。

あと、たまたまなんだと思うんですけども、検察官は二人とも女性で、辩护人

は二人とも男性だったのですが、被告人は女性でして、やはり女性に対して女性は割と細かいところも気付きますし、厳しい面もあるので、攻め方としては、検察の方がリアルに攻めていらっしゃるという感じでした。一方、弁護人は、被告人の生い立ちとか生活環境、そういう情緒面を訴えて、あるいは親族からの手紙を読んだり、何かそういう感じの弁護の仕方だったので、こういう場合は、男性の弁護人の方が優しく対処するのかなとか、何かそんな想像をしながら、裁判を見させていただいたという印象があります。

【司会者】

ありがとうございました。恐らくどの時点かは分からないけれども、徐々にポイントが絞られていって、そのへんが分かりながら最終的な評議まで進んでいったというイメージでしょうか。

それでは、今度は、4番の方の事件についてですが、麻薬特例法ということで、たくさん譲渡をしたような事案だと思いますが、そのあたりの事案の全体像とか、裁判のポイントとか、最初の段階で頭に入ったかどうか、もし御記憶があれば、お話しいただけますでしょうか。

【4番】

まず、審理が木曜日、金曜日と2日間にわたってあったんですけども、もうへとへとに疲れ果てました。休憩が細かく入るんですけども、10時から5時ぐらいまでずっと話を聞いていました。被告人は、外国人なので、ところどころ通訳する時間が入り、よい感じで審理が進んでいて理解できていたのに、途中でとまったりということもありました。

また、覚せい剤の売買取引では、客から電話で注文を受ける人と実際に渡す人が違っていたり、名前も、本名を使用したり、偽名を使用したりして、同一人物であっても、名前が変わったりするんです。その上、名前が片仮名なので、誰が誰だか、だんだん分からなくなっていくんですね。内容も、理解するのに、結構苦労して、疲れましたので、簡単でよいので、関連図があれば、もう少し分かりやすくなった

かなとは思いますが。

なので、木金で疲れ果てて、土日で頭が真っ白になって、月火と2日間評議したんですけど、まず最初に、この人がこうで、この人がこうと、登場人物を整理して、それから一つ一つ決めていったような感じです。

【司会者】

そこまでお疲れになった原因を後ほどもう少し出していただきたいと思います。冒頭のテーマについては、最初の段階で、外国人だし、いろんな名前も出てくるし、関連図的なものが頭に入ると、証拠調べに入りやすいということでしょうか。

最後に、今回お集まりいただいた中では、一番しっかり争いのポイントがあって、なおかつ、ちょっと難しそうだった3番の方の事件についてお伺いしたいと思います。この3番の方の事件では、事件の件数もたくさんありましたから、非常に大変だったんじゃないかと思いますが、裁判の最初の場面で争点といいますか、ポイントといいますか、事件の全体像みたいなものがどれぐらい御理解いただけたか、整理の状況を教えていただければと思います。

【3番】

いろいろありましたけど、簡単に言えば、コンビニ強盗で、確かコンビニに5回ぐらい入っているんですね。しかも、同じ場所に2回、また違うところに2回入って、もう1カ所は違うところに入って、近所のコンビニに5回ぐらい入って、お金を取って、脅して、手首か何かに、もみ合って何回目かにけがさせたりというような事件でした。

けがを負わせたのは、故意だったのか、故意じゃなかったのかということと、法廷での被告人の発言内容とか、行動とか、うそを言っているんじゃないかとか、そういうようなことで、訴訟能力の有無が問題となっていました。

あともう一つ、刑務所内で暴れたというか、刑務所のドアの物を入れたりするポストみたいなものを蹴飛ばしちゃったのか、壊しちゃったという器物損壊の事件もありました。

【司会者】

そうしますと、先ほどのような傷害について故意があるかどうかといった、そこが今回の事件のポイントなんだなということは、最初の段階でやはり頭には入ったと、証拠調べの前にそこがポイントだなということは分かっていたということでしょうか。

それでは、既に証拠調べのことについてもお話をされた方もいらっしゃると思いますが、実際に行われた証拠調べの様子について、例えば、書面を読み上げたり、モニターに何か映ったりだとか、覚せい剤の密輸だと、ときどきメールであるとか、電話履歴とか、そんなものも出てきたりしますが、あるいは、被告人や証人から話を聞いた内容、そういった証拠調べの様子で分かりやすかったもの、分かりにくかったもの、その後の評議で役立ったもの、役立たなかったものとか、どんな視点でもよいのですが、ちょっと思い出していただいて、印象に残っているところをお話しいただければと思います。

ここは、特に事件ごとというよりは、順番にお聞きしたいと思いますので、1番の方、いかがでしょうか。先ほど被告人質問の際の弁護人の質問が短かったんじゃないかというお話もお聞きしましたが、そのことも含めて、証拠調べで印象に残っている点をお聞かせいただけますでしょうか。

【1番】

証拠として、携帯電話のメールのやりとりと、実際に被告人が持ち運んできた覚せい剤と、あとそれを持ち込んできたときの状態、テープで体にぐるぐる巻きにして持ってきたと思うんですけど、そのときの状態を再現した写真なんかを見せていただいて、ちゃんとそういうところまで調べるんだなと思ったことを覚えています。だけど、検察官が追及する部分は、あくまで被告人が持ち運んできたことの話だけで、被告人に指示して取引をしていた裏の組織みたいな大きな組織のことに关しては、ほったらかしと言ったら変ですけど、追及しないんだなと思ったことを記憶しています。

あとは、弁護人があまりに頼りなかったので、すごく印象に残っているのと、それから、被告人に対して幾つか質問をしたんですけど、やっぱり言葉の違いがあったので、聞いたことと違う印象の返事が返ってきたりするところも難しいなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。恐らく密輸事件を担当されている方がたくさんいらっしゃるんで、同じような印象を持たれていると思うんですけど、外国で起こったことがなかなか立証できないので、結局、そっちはよく分からないまま、事件を考えていただかないといけないというところと、やっぱり被告人が外国人ということで、通訳の問題というのは、恐らくほとんどの方がお感じになられているんじゃないかと思います。そこを前提として、メールのやりとりなどは、それなりに分かりやすかったような印象でしょうか。

【1番】

そうですね。翻訳がついていたので、分かりやすかったです。

【司会者】

それでは、続いて2番の方、いかがでしょうか。

【2番】

証拠の説明のときは、検察官から、モニターを使って、事件の流れやあらすじを説明していただきました。私の場合も、メキシコから密輸を試みて、成田で発覚したということなので、実際の写真などが提示されて、より印象深かったです。

日ごろのニュースとかでは、細部を説明するようなことはありますけど、大抵、ニュースというのは、イラストレーションだったり、アニメーションだったりして、割と、どんな人が見ても、大丈夫のような説明の仕方になっているんですけど、裁判では、そこまでぼやかしがなくて、実際の写真を使われているので、より事件に対してちゃんと向き合わないといけないなというような意識を持って、証拠の説明を見ていました。

ただその後、引き揚げてきて、評議の時間とかになったときに、実際の説明で使われたパワーポイントや画面の資料はもらえなかったもので、先ほどもあったように、相関図的なことが頭にしっかり入っていないまま評議をするところがちょっとありました。実際、私が担当した事件では、証拠物は、覚せい剤そのものしかなくて、それ以外に、資料とか後で整理するようなものは手元になかったもので、後で振り返られるような形になっているとよかったのかなと思います。

【司会者】

ここも、恐らく何人かの方が同じ感想を持たれているかもしれないんですけど、一応、法廷で見て聞いて、内容が分かって理解して、評議に移るとというのが一番よいのですけれども、パウポで説明を受けた場合は、少なくともパウポの画面ぐらいは手元にあったほうが頭を整理しやすいということなんでしょうね。

【2番】

そうですね。

【司会者】

恐らく、そのあたりも、場合によっては、パウポの画面を印刷してもらってというようなこともできますし、やっている例もありますので、非常に参考になる意見でした。ありがとうございました。

続いて3番の方、お願いいたします。

【3番】

私が担当した事件の証拠は、コンビニの防犯ビデオの画像がありましたが、5回ぐらい強盗に入っていますので、いろいろな角度からの画像があったと思います。ただ、弁護側のほうから、本人が覚えていないと言ったからだと思うんですけど、「私は、金を出せとは言っていない。」とか、そんなことを主張していたような記憶があります。防犯ビデオは、音声が出ませんので、言った言わないの話になってしまいうんですけど、コンビニに来て、刃物を持ってきたら、声に出して言おうが言うまいが、明らかにお金を取りに来ているわけで、金をよこせと言っているようなも

のなのに、どうしてこういうところが争点になるのかなとちょっと思ったりしました。

【司会者】

そうしますと、声の点は別として、争点との関係で防犯ビデオを見れば、それでやっていることは分かりやすかったということでしょうか。

【3番】

何回目か強盗に入ったときに、店員が捕まえようと押さえ込んで、倒れて手を切ったんですね。その部分について、どっちがどうしたのか、防犯ビデオだけでは、なかなか角度の関係で、よく分からないんですね。ただ、いろんな専門家の方に見てもらって、意見を聞いた上で、何とか結論を出すことはできましたが。

【司会者】

そうすると、ビデオにはよく映っていないので、被害者の店員の方から恐らく証人としてお話を聞いて、そのあたりの話が信用できるかどうかというところでは、やはりビデオとか写真というのは、一つの材料になるということですか。

【3番】

そういうことです。

【司会者】

ありがとうございました。続いて4番の方、いかがでしょうか。

【4番】

私も、まず、弁護人に関しては、1番さんと同じで、ちょっと頼りないなと感じました。国選弁護人なのかと思っていたら、そうではなくて、私選弁護人だったんですね。私は、ドラマのような検察官と弁護人のバトルのやり合いをイメージしていたんですけども、そういうことはなく、弁護人に対して、もうちょっと頑張ろうよと、心の中では思っていました。

被告人の密売が発覚したのは、携帯をどうも傍受されて目を付けられたというのがきっかけだったようなので、携帯電話のやりとりを検察官二人がAとBに分かれ

て、こう言ったらこの方がこう言ったということを実況していたんですけども、それがもうずっと、片言の日本語で話している内容なので、スムーズな会話ではなく、ちょっと通訳も入ったりしていたので、もうちょっと簡単にすればよかったのかなと感じました。最後に、電話を切るときの「さよなら、さよなら」と終わるイメージしかなかったので、そこまで事細かく、もう少し簡潔に電話の内容が伝わればよかったんじゃないのかなと思いました。

【司会者】

ちょっとバトルが足りなかったということなんですが、恐らく、この事件だと、最終的には量刑が争点で、被告人が実際どういう役割を担っていたというか、何をしていたのかといったところあたりを理解していただいて、量刑に結び付けるような事件だと思うんですが、そのあたりの被告人が実際にどういう役割をどんなふう担っていたのかといったところは、よく分かったという感じでしょうか。

【4番】

はい。

【司会者】

それと、先ほど非常に木金で疲れたということでしたが、その中には、やはり言葉の問題で、やや迂遠な証拠調べ的なイメージもあって、疲れたというところはあるんですか。そこは、あまり関係ないんでしょうかね。

【4番】

それは、余りないです。ただ登場人物が、手に入れる人、売る人、客とか、そういう関係が、全部、片仮名なんですね。なので、それをABCと簡単に、被告人はA、覚せい剤を提供する人をBとか、何かもう少し簡単に、この人がAなんですけども、このときにはDの違う名前を使っているけど、AとDは同じ人物とか、ほんとに簡単で結構なので、そういうのがあればよかったかなと思います。

【司会者】

分かりました。ありがとうございました。

では、続いて5番の方をお願いして、先ほど何かベストの話をしていただきましたが、そのほかに、証拠調べの関係で、何かございますでしょうか。

【5番】

最初にベストを見て、覚せい剤の量を見たときに、この量をこのベストで持ってきたら、絶対すぐに見付かるなという印象だったので、弁護人は、どのような手法で量刑を少なくするための弁護をするのかという点に興味がありました。

【司会者】

続いて6番の方、お願いいたします。

【6番】

もう自白して、罪も認めている事件でしたので、本当にその量刑の問題だけだったのではないかと思います。ただやっぱり、すごく刑が重いんだろうなと最初に想像していました。検察側が10年と言っているのです、それよりは絶対少なくなるなとは思っていたんですけども、7年ということで、逆にこのぐらいでよいのかなというのもありました。

それと一つ思ったのは、私たちは、通訳を通して被告人の発言を聞くわけですが、そうすると、被告人が一生懸命何かを話していることについて、通訳の段階で要約されている場合と要約されていない場合とを比べると、私たちの受け取り方も違ってくるのではないかということを感じておりました。泣いて一生懸命話をしても、それは、通訳を通すと、普通に語っている言葉になりますし、これは、事件の内容ですから、仕方がないことなんですけれども、被告人が一生懸命話をするその言葉と、弁護人が強く訴える、これはやりたくてやった事件ではないという話と、それから、証拠を見ると、やりたくないのに、やらされたというには、多すぎる量だなと思えること、それを全て見ながら判断するということは、すごく難しいことだなと感じました。

【司会者】

最終的には、評議の場面についてのところでもお聞きするんですが、審理の最中

は、ポイントが、怖かったのかどうか、脅されてきたのかどうかとか、そういうところにあるということは、証拠調べの中で十分御理解いただけたということによろしいのでしょうか。

【6番】

はい、そのとおりです。

【司会者】

それでは、引き続き7番の方からお願いします。

【7番】

先ほども分かりやすいとお伝えしたんですけれども、映像と資料を用いて、スーツケースの中に入れたというのが非常に分かりやすく説明されていましたし、友達にだまされて密輸をしたということだったんですけれども、関係図みたいなものも資料の中にあっただので、非常に分かりやすくて、すぐに飲み込めたと思います。

【司会者】

続いて8番の方、お願いいたします。

【8番】

少しずつ思い出してみたんですけれども、やはり気が付かなかったはずはないというところと、あと、御本人は全然知らずにただリュックサックを担いできたんだと述べていることに対して、彼女がどこから気付いていたのか、あるいは気付いていたはずなのか、気が付かなかったはずはないといったところに焦点を絞って、話をしていたような気がします。

それがいつからだったかは、思い出せないんですけれども、やはり実際の証拠を見たり、重さを実感させてもらったりというところから解きほぐしていったような感じでした。最初の印象についてお話ししたように、ちょっと弁護士さんが情緒に訴えるみたいな、家族の手紙とか彼女の生き立ちとか、それをもろもろお話になっていたのが、ちょっと違和感というか、そこをアピールするだけなのかなとは思ってたんですけれども、だんだんにそれが審理していく過程で、やはり彼女が初犯とい

うか、声をかけられて、こういう状況になり、単に運ばされてきて、それを知っていたか知らなかったかは別としても、じゃあこれから先また同じようなことをしないためには、どうしたらいいんだろうとか、何かそういう話のほうに移っていったような気がします。やはり物的な証拠と状況だけじゃなくて、家族の手紙だったり、待っている家族がいるということを被告人本人にも思い出させるみたいなことに働いたのかなというようところがあって、最後のまとめとして、判決の中に、そういうことを思い出して、これからちゃんと更生できますよねとまとめられていたのが、「ああ、よかったな。」という全体の印象につながり、すごく全体的によい経験だったと感じています。それぞれ裁判員をなさった方たちも、性別、年齢、職業が全然違う方たちが、その一人の彼女の人生について、ああだこうだと、いろいろ本当にそのことだけを話す時間というのがあったということも、私自身のためにも、とても貴重な経験だったと思っています。

【司会者】

ありがとうございました。そうしますと、気付いたか気付かないかといったところが争点で、それを判断するとき、そのリュックサックの重さであるとか、そういうのがもしかしたらポイントなのかなということは、頭に入りながら証拠調べをされたということによろしいでしょうか。

【8番】

はい。

【司会者】

分かりました。それでは、検察官や弁護士から御質問があれば、ここでいただけますでしょうか。

【石川弁護士】

幾つかあるんですが、先ほどから何回か弁護人が頼りなかったというお話が出てきたかと思imasので、証拠調べに限らず、全体的な印象でも構いませんので、どのあたりから弁護人が頼りないと思われたのか、今後の参考のためにも、率直な意

見で全然構いませんので、お聞かせいただけたらなという点が1点。

2点目として、覚せい剤は、特に外国人の事件では、先ほど証拠をどのようにするかという立証のお話が出てきたかと思うんですけど、例えば、8番さんの事件ですと、お姉さんのお手紙とかが出てきて、例えば、2番さんの事件とかは、そうじゃないかと思うんですが、外国で貧しい暮らしをされていてというような、外国の暮らしぶりなどについて、逆に、証拠とかで出ていない事件もあるかと思うんですけど、外国での被告人の暮らしぶりについて、手紙とかがあったほうが分かりやすいのか、あるいは本人の話だけでも十分分かるのかとか、そのあたりの御記憶があれば、教えていただきたいなと思います。

覚せい剤の事件は、よく本人が外国では一切事件を起こしていないということで、それを弁護人が立証するために犯罪証明書といいまして、外国で一切犯罪をしていませんという証拠を出したりすることもあるんですけど、そういうものを出さなくて、本人が話をするだけのときもありまして、そのあたりも含めて、やっぱり手紙なり書類なりがあったほうが分かりやすいのか、本人の話だけでも十分分かるのかという点を、御記憶があれば、教えていただきたいというのが2点目です。

3点目として、8番さんが担当された事件について、判決を見ると、被告人質問で本人のほうから反省の弁を述べているけれども、ちょっと深まりが足りないということが書かれているんです。争いがあったからかもしれないんですけど、どのあたりからそう感じられたのかということについて、御記憶があれば、教えていただきたいなと思います。

それと、今回話題には出ていないんですが、4点目として、一般的に、覚せい剤事件ですと、争いはないが、成田空港に来たときに、税関の方とのやりとりに違いがあって、税関の方に質問することもあるんですけど、担当された裁判の中で実際に税関の方への質問が行われたという方で、その質問は別になくてもいいんじゃないか、あるいはあってよかったなとか、そのへんの御感想があれば、お聞かせいただければと思います。

【司会者】

ちょっと質問が多目なので、休憩明けにお答えいただくことにします。

それでは、休憩といたします。

【休憩】

【司会者】

それでは、意見交換会を再開させていただきます。

弁護士さんからの質問に対する答えから開始ということになるんですが、1点目の弁護人がちょっと頼りないというような発言については、1番の方と4番の方から明確には出ていたんですが、それは、もう理由などは述べていただいているので、特に補充される点というか、更に追加される点があれば、教えていただけますでしょうか。

【1番】

その頼りない弁護人という印象を得た理由なんですけど、被告人がちょっとお年を召された方でして、この方はささやかな幸せを求める善良なおじいさんですみたいな主張をされたんですけど、それは、何の証拠もないし、印象だけじゃないかなと思いました。その上、いかにも善良なおじいさんというふうな感じの人でもなかったもので、その主張はどうなんだろうと思ったのと、あと、先ほど外国の方だということで、生活の暮らしぶりとかを証明というか、説明したほうがよいですかという質問があったと思うんですけど、私は、あったほうがよいかなと思いました。

確か、その弁護人は、謝礼金が少なすぎると思うし、普通だったら、こんな金額では、こんな犯罪をやるわけがないから、だまされたに違いないといった感じの主張をされていたんですけど、謝礼が少ないのか少なくないのかというのも、外国の貨幣価値が分からないので、日本から見ると、少ないかもしれないけど、向こうの国で見たら、十分な金額かもしれないし、そういう意味でも、外国の方なので、こちらの判断基準では判断できないところがあるから、向こうではこういう暮らしぶりでというか、このぐらいの生活レベルでみたいなところの具体的な説明があった

ほうがイメージがつけやすいんじゃないかなと私は思いました。

【司会者】

今1番の方からもお話の出た、外国での暮らしぶりがどんなかたちで立証されて役立った、役立たなかったというところは、確か、2番の方の事件でも、一応そのあたりが問題になっていたようですけれど、その外国での暮らしぶりとか、そのこの評価に結び付くような基準というのは、立証は、どんな形だったのでしょうか。

【2番】

物的な証拠とかは、余り示されなかったもので、全部、被告人の説明に頼るしかなかったですね。4人のお子さんがいるとか、夫が家出してしまって、母は病気で、生活に苦しんでいるので、報酬が欲しかったのかもしれないなというのは思ったりはするんですけど、検察側からのいろんな証拠を照らし合わせて、例えば、旅券の手配がされているとか、日本での滞在先の手配がされているとか、そういうことを考えると、被告人がしゃべる内容だけでは、不十分だと感じました。犯罪証明書みたいなものも提示はされなくて、最後の量刑の理由にも、特段被告人に有利に考慮すべき事情はないと書かれているんですけど、結局、長い間やりとりしたけれども、そうやって量刑の理由には特にくみ取られませんでした。

被告人が外国の方なので、何か有利な情報を得たり、参考人を呼ぶことは、難しいですから、実際裁判に立ち会ってみて、被告人が外国人の場合の弁護の難しさというのは、感じました。もう少し何か弁護人の方が、罪を軽くするために、何か取れる手段がないのかなということを感じました。

【司会者】

そうしますと、例えば、評議なんかの段階で、被告人の話を多少なりとも裏付けるものとして、これぐらいはあるんじゃないのとか、これぐらいは出してもらえないかなみたいな、そのような具体的なものというのは、思い浮かばれたんでしょうか。

【2番】

そうですね。お子さんの写真ぐらいは、少し出されたんですけど、それだけ見て、どう判断すべきかということは迷いました。例えば、お子さんの着ている服がいい服なのかとか、貧しい暮らしぶりを見せているのかどうかは、判断しづらかったもので、御家族がいる、子どもがいるというのは、確からしいとは思ったんですけど、それ以上深く確認する方法もなかったですね。

【司会者】

8番の方に対する質問になると思うんですけども、一つは、反省の弁を述べているが深まりが足りないような判決になっているんですが、何かもうちょっとこういうことがあったらよかったなという点、あるいは逆に、弁護人の活動としてちょっと足りないものを感じた面はございますでしょうか。

【8番】

被告人自身が気付いていたんだけど、持ってきてしまいましたと言ったかどうかの肝心の記憶がないんですけれども、ただ、彼女は、すごく反省をしていて、涙を流しながら反省の弁を述べていました。でも、彼女は、知ってて持ち込んだことを深く反省したがゆえに、涙を流したのではなくて、とにかくこういう犯罪組織の中に巻き込まれた自分と、故郷の家族のこととか、今までの暮らしを思い出したことによって、大変なことをしてしまったと思ったことの表れというふうには受け取れたんですけど、結局、知っていたのか知らなかったのかということについては、私の記憶が定かではないのですが、認めたという記憶は残っていません。

あと、彼女自身の前の暮らしぶりは、メールのやりとりとか、お手紙などで明らかになってきて、生活のために働かなければならない状況なのに、仕事はしないで、割と男の人に頼ってしまう彼女の性格までもがリアルにいろいろ分かりましたので、多分、彼女が流した涙は、彼女自身の性格の弱さを表しているものなのではないかなと受け取れました。

【司会者】

確かに、8番の方の事件は、特殊なところがあって、どういう弁解を最初してい

て、最終的に知っていたか知らないかのところは、どういう話ぶりだったかというところのほうが、むしろポイントになっていた感じでしょうか。そこが量刑にも直結していたということなんでしょうね。

あとは、税関職員の関係の質問でしょうか。

【石川弁護士】

今回ちょっと話題には出ていなかったんですけども、覚せい剤事件ですと、一般的に知っていたかどうかは争っていなくても、成田空港でのやりとりとかが問題になって、税関職員の方を証人として呼んで来るようなケースも多々あるかなと思います。今回の事件で、それがあったかどうかは、ちょっと必ずしも明らかではないので、適切な質問ではないのかもしれないのですが、ちょっとそのあたりをお聞きしたいと思います。

【司会者】

分かりました。こちらが把握している限りでは、恐らく、自白事件で税関職員が来た事件は、1件もなかったようですね。来ていたのは、最初争っていた、まさに8番の方の事件だけということになりまして、これは、信用性を争っていたので、通常どおり税関職員から話を聞いたというパターンのようなようです。

それではこの後、論告、求刑と弁論でそれぞれ述べられた検察官の意見と量刑に関する意見、弁護人の意見を聞いていただいて、それが評議のときにどう役に立ったのかというところあたりの印象を、評議のところも含めて、お話しいただきたいと思います。

また、評議のところでは裁判官からの説明があったのか、裁判官からどんな説明がされたのかということも含めて、評議にどんな形で役立ったり、あるいは役立たなかったりしたのかということについて、お話をお伺いできますでしょうか。

【5番】

確か、記憶では、弁護人の方が家族からの手紙を読んで、量刑について意見を述べられていたと思います。しかし、いかに家族の手紙を読まれても、私の判断は変

わりませんでした。

要は、初犯ではなくて、こういうことをやっているという罪の意識がなくてやっていたのではないかと考えました。

【司会者】

恐らく、この事件だと、脅迫があったのかどうか、それが量刑に影響するかどうかといったところがポイントに絞られて評議に入っていたんだと思うんですが、そのあたりについての検察官とか弁護人の説明ぶりとか、主張の対立点とかについては、いかがでしょうか。

【5番】

対立はなかったように記憶していますけど、要は、娘さんの教育費とかいう前に、一度こういう密輸を犯した人間が二度目をやるということ自体が重い罪だと思いました。

【司会者】

分かりました。

【6番】

同じ事件だったんですけれども、弁護人から、母子家庭で一人娘の学費が必要だったと、学校に出してあげたいのだという説明がありました。ただ、今5番の方が言ったように、3月に日本を訪れて、成田空港から滞在先のホテルとかもしっかりと下見をしていることと、犯罪を依頼した人物とは、お酒を飲むような酒場で知り合って話を持ち掛けられたということの説明もあったので、やはりこれはもう本当に重い罪だと感じました。

今言ったように、1回だけではなく、もっと違うことで物を運んで物を売るということには手慣れていたような記憶があります。やっぱり被告人の子どもの手紙もあったのですが、それは、同じ母親として感じ取るものはあるんですけれども、ただ、母子家庭だから、学校に行かせてあげるために悪いことに手を染めるということに対しては、これは違うんじゃないかということを感じました。

【司会者】

そのほかは、どうでしょうか。検察官の論告、求刑とか、弁護人の弁論を聞いた印象、それが評議との関係でどんな役に立ったかどうかといったところについて、御記憶のある方はいらっしゃいますでしょうか。

今回でいうと、量刑とって、被告人を懲役何年にするかといったあたりが最終的には争点となった事件が多かったのですが、量刑についての考え方であるとか、どういうルールで決めるのかとか、どこがポイントなのかといったところの説明がどんなタイミングでされていて、それがどういうふうに理解されて評議に生きたのかといったあたりを思い出していただきながら、そこに論告とか弁論がもしかしたら関係してくるかもしれませんので、まず量刑のほうに絞っていただいて、その決め方のルール説明のタイミング、それから、それが最終的に評議にどういうふうに役立ったか、あるいは役立たなかったかといったことについて思い出していただきながら御意見を伺ってもよろしいでしょうか。

【7番】

パワーポイントで非常に分かりやすい説明がありました。覚せい剤の重さとか故意だったかとか、そういった点で決めるということも、すごく詳しく説明があったので、大体、皆さんの意見がほとんど一緒で、特になぜかということもなく、すんなり決まり、非常に分かりやすい説明だったなと思います。

【司会者】

結論的なものや、結果的なものまでは、お話しただかなくてよいのですが、そのあたりの説明はどんなタイミングでされて理解されたのかという点について、御記憶はありますか。

【7番】

記憶がありません。

【司会者】

8番の方は、どちらかという、最初は知っていたか知らなかったかが争点とい

うことで始まったようですので、ちょっとまた後で伺いたいと思うのですが、そうすると、1番の方は、今の点に絞ると、何か御記憶はございますでしょうか。

【1番】

私が担当した事件は、争点とかも特になくて、本人も運ぶ気で運んできたし、特別に加味するような事情もないし、家族の手紙とかもないし、だから、弁護人も検察官も、そんなにいろんな証拠をいっぱい出してきて、検討してくださいという感じではありませんでした。

量刑に関しての裁判官からの説明は、先ほどおっしゃったようなパワーポイントを用いて、覚せい剤の量とかでみると、平均すると、このくらいの年数になり、加味する事情があれば、増えたり減ったりするということで、すごく明確な説明で分かりやすかったです。

【司会者】

ありがとうございました。1番の方の事件は、なかなか量刑のポイントを事前に絞れなかった事件のようですね。

2番の方は、量刑の決め方についての話のタイミングとかで、覚えていらっしゃることはありますでしょうか。

【2番】

タイミングは、適切だったと思います。いろいろ評議が進んだ最後の最後に、具体的な数字を決めました。特に裁判官から言われたのは、具体的な何年という数字は最初から意識しなくてよいですと。いろいろ本人の説明とか、検察官からの証拠とかに基づいて、この人に特段くむべき事情があるか、それが信頼できるかを考えて、重いと思うか、軽いと思うかという曖昧な印象を持つだけで、最初はよいのですよと言われましたので、それを意識しながら聞くことができましたので、最終的に決めるときに、それが参考になって、軽くすべきなのか、少し重くみるのかという判断ができました。

【司会者】

そうしますと、この事件の判決文を読む限りでは、脅迫されていたということが量刑に考慮できるかどうかみたいなことが書かれているのですが、脅迫されていたことが刑にどのように影響するのかといったあたりの説明が、どのタイミングでされたのかについて、御記憶はありますか。

【2番】

脅迫されていた事情があるという話は、初めのほうから主張されていて、被告人も、それについて述べていました。それが正しいかどうかについては、後で深めていくという感じでした。

【司会者】

分かりました。それでは、もし御記憶があればということで、順番に伺いますけれど、3番の方、いかがでしょうか。

【3番】

私が担当した事件は、コンビニ強盗で、私なんか素人ですので、こういう事件の場合、どのぐらいの刑が妥当なのかということは分からなかったんですけども、他の事案との量刑の比較を示してもらったので、決めることができました。

【司会者】

分かりました。それでは続いて、4番の方、どんな説明がどんなポイントでされたのか、裁判官や検察官あるいは弁護人が述べた意見で、何か記憶に残っていることがあれば、教えていただけますでしょうか。

【4番】

2日間評議をして、量刑については、2日目の午後から検討が始まったのですが、そのときに量刑グラフを見せてもらったんですけど、覚せい剤の量がこれくらいだったら、大体この年数で、罰金がこのぐらいと決まっているんだったら、こんなに頑張っただけで裁判をやらなくてもよかったんじゃないのかなと感じたことを思い出しました。

【司会者】

恐らく、4番の方の事件ですと、被告人がどんなことをしたのかということを証拠から認定していくのがすごく重要だったんじゃないかと思うんですよね。そのところを裁判では皆さん一生懸命集中して審理されたので、疲れたということでしょうか。

それでは、先ほど5番、6番の方には御発言いただきましたけれども、特に量刑の考え方とか、検察官、弁護人、裁判官の説明内容ということで、何かもし御記憶があれば、追加して御発言いただけますでしょうか。

【5番】

確か最後に、皆が一人ずつ量刑を発表したんですけれども、その前に裁判官のほうから持ち込んだグラム数の関係で、このぐらいですという説明がありました。

【6番】

検察官のほうから懲役何年、罰金いくらという求刑があるのですが、その理由は、私たちには分からないので、それが何で何年でいくらになるのかというところを議論するのが評議だと思うんですね。それが妥当であるか、また、今までの弁護側の話を聞いて、もっと少なくしてもよいのではないかというところを話し合うのが評議なのではないかと私は思います。

なので、それに対してみんなで一生懸命議論して、裁判官が、私たち一人一人の意見をボードに全部書いてくれて、話が重複しないようにスムーズに行くように展開していたことを思い出します。そして最後に、今までの判例でどれだけの刑があったのかという質問の中で、量刑グラフを用いて、大体これぐらい持ち込んだらこれぐらいだったから、この事件の場合は、何キロ以上なので、大体何年の刑がふさわしいでしょうという説明がきちんとされていました。

【司会者】

そうしますと、基本的には検察官の論告と求刑があって、弁護人の弁論があって、ポイントが対立していて、刑を決めていくのにそれが役立ったという理解でよろしいですね。

【6番】

そうです。

【司会者】

それでは、何人かの方は、多少なりとも思い出されたようですが、最終的には、なかなか検察官の論告といった意見とか、弁護人の弁論といった意見と評議との関係というのは、あまり具体的にはちょっと思い出されないという感じでよろしいでしょうか。

それでは、この段階で検察官から御質問をお願いします。

【和田検察官】

求刑について話題に出たんですけれども、なかなか求刑の根拠の説明の仕方には頭を悩ましているところがございまして、皆さん、検察官の求刑を聞いた際に、違和感ですとか、疑問点、不信感、何でも結構ですので、何か感想がありましたら、教えていただけますでしょうか。

【司会者】

特に求刑という検察官が懲役何年とか罰金幾らという意見を出した場面を思い出していただいて、今の御質問であったような疑問なり、なるほどと思われた点でもよいのですが、何か御感想をお持ちの方は、いらっしゃいますでしょうか。

【6番】

刑が軽いんだなと思いました。なぜかという、持ち込まれた覚せい剤が世の中に出回って取引されたら、すごい金額になるということと、世の中に与える悪影響がものすごいんだという説明もありました。だから、意外に日本の刑は全てにおいて軽いということを耳にするのですが、まさに、こんなに大変な事件でも、たった10年なんだなと、それで本人は本当に更生するのかなというのが自分の印象です。

【司会者】

逆に言いますと、検察官から刑の重たさに関する説明は十分あったということで、よろしいでしょうか。

【6番】

ありました。

【司会者】

そのほかは、どうでしょうか。検察官の意見の部分を思い出していただいて、何か聞いたときとか、評議の最中でも結構なんですけど、何か感じたこととか、思い出された方は、いらっしゃいますでしょうか。

【3番】

逆に検察官の方にお聞きしたいんですけど、どういった基準で量刑を決めていらっしゃるのか、それをお聞きしたいんですけど。

【和田検察官】

なかなか、一概には、こういった基準、何か表があって、それをもとにして決めているというわけではなくて、事件ごとに、それぞれ行為の危険性ですとか、どれほど被告人を非難できるか、また、過去の事例を総合して考えておりますので、分かりやすい説明がなかなか難しくなってしまうという部分もあるのかもしれませんが、そのようにして最終的には量刑を決めております。

【司会者】

それでは、弁護士のほうからもお願いします。

【碓井弁護士】

私の経験上、何回か弁論のときに量刑データを使ったということがあるんですけども、皆さんが担当された事件の中で、弁護人が弁論の中で量刑データを使ったかどうか、使ったとしたら、使ってくれたお陰で分かりやすかったのか、それともあまり分かりやすくならなかったのか、あと、弁護人が量刑データとかを使っていないのであれば、使ったほうがよかったんじゃないかとか、そういった意見があったら、お聞かせいただけますでしょうか。

【司会者】

今の点、いかがでしょうか。グラフっぽいものが出る場合もあれば、言葉だけの

場合もあると思うんですが、御記憶のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

【6番】

データのものはなかったのですが、口頭ではありました。ですので、検察官と弁護人でそれぞれ示された年数に対して、どの程度が妥当なのかという議論はありました。

【司会者】

恐らく、最近、むしろそういうのが増えている感じなので、皆さんが経験されたところは、それほど割合としては多くなかったという可能性もありますかね。

それでは、最後の話題事項として、裁判員もしくは補充裁判員としての経験をされて、最初に伺っているんですが、どんな点がすごく印象に残っていて、これから裁判員なり補充裁判員をされる方に対するアドバイスがあれば、一言ずつお願いできますでしょうか。

これは、議事録みたいなものになって、いろんな人が読むことができますので、そんなときに、次に裁判員や補充裁判員になるという人が安心できるような話があればよいかなと思うんですが、一言ずつお願いできますでしょうか。

【1番】

仕事を休まなければならないという負担もあるとは思いますが、やっぱり日頃立ち入ることのできない裁判所に入って、裁判官とお話しできたり、質問もできたりしたことは、自分にとっては、すごくよい経験になったなと思っています。裁判長が私と同じ高校の先輩だったのにはびっくりしました。

あとは、立場の違う人たちと一つのことについて本音で意見を戦わせることは、日常生活ではなかなかないことなので、それも、自分にとっては、すごくおもしろかったです。

【司会者】

ありがとうございました。2番の方、お願いします。

【2番】

この裁判員を引き受けるに当たって、会社の理解、サポートがあったので、これで時間を割くことについては、問題なくスムーズに進められたと思います。

やはり、日頃ニュースでいろいろな事件が伝えられますが、それらを見て自分なりの意見を持っていて、普段は、それを家族とかと話し合ったりするレベルなんですけど、裁判員裁判になると、実際に被告人を目の前にして、被告人に直接質問をぶつけることもできます。そういう機会は、非常にまれで、よい経験だと思うので、まだ経験されていない方には是非勧めていきたいなと思っています。

【司会者】

ありがとうございました。続いて3番の方、お願いします。

【3番】

私のほうは、検察官は、確か女性の方二人だったんですけども、非常に細かい綿密な資料をつくっていただいたと記憶しています。ここまでするのは大変じゃないかなという気がしています。

一方、弁護人のほうにつきましては、今回争点になったところは全部負けというか、消されていて、弁護人側から訴えられたものは全部却下されているような内容なんですね。だから、弁護人側から見ると、すごく難しかったのかな、救う道が少なかったのかなと思うんですけども、やっぱりもうちょっと弁護人から熱意が伝わってくれば、印象も違うし、裁判員に訴えるものが若干あるのかなと思いました。

これから裁判員になる方へ伝えたいことについてですが、私の場合は、職場の特別休暇制度がありましたので、参加できましたけれども、人によっては、休暇が取れても、仕事が進まなくなるので、参加しづらいという方もいると思いますが、裁判員制度に参加する機会は、なかなかないことなので、その機会が与えられたならば、是非参加してほしいと思います。また、本人は参加したいのに、仕事や家庭の事情で参加できない場合、参加報酬以外に国として何か支援できる方策がないか、検討したらどうかなと思います。例えば、親の介護、育児支援だとか、こういった

理由で来ないような人がいた場合については、国として支援することができればよいかと思います。

【司会者】

続いて4番の方からお願いします。

【4番】

私も、裁判員に選ばれて経験できたことは、よかったと思います。個人的な意見としましては、裁判員制度がそのまま続いてよいのかなという疑問はあります。というのは、やっぱり被告人の人生をたった数日間で決めてよいのかという疑問と、やっぱり餅は餅屋という言葉があるので、専門家が判断する方がよいのではないのかなと思っています。

それと、やっぱり弁護士、検察官、裁判官、皆さん、裁判員制度になって業務がどうなったのか、自分たちでやっていたほうが効率がよかったのではないかと、何となく私は感じるんですよね。資料を作るにも費用がかかり、これも全部税金で賄われるんですよね。そういうことを考えたら、このまま裁判員制度がずっと続いてよいのかという疑問が、参加したことによって、私の中で生じてきました。

【司会者】

ありがとうございました。個人的な感想としては、やはり裁判員裁判になって本当に裁判がすごくよいほうに変わったと私などは思っていて、餅屋から見てもすごくよくなっているんですね。そこはポイントを絞ってわかりやすいし、何よりもやっぱり国民の方と一緒にできる、そのために本質を自分たちも考え直してみたいなところがあってですね、すごく私たちは充実感も感じているんだというところは、ちょっと一言お伝えしようかなと思っておりました。

では、5番の方、お願いいたします。

【5番】

一番感じたのは、裁判官の、一つの議題に対しての皆さんの意見を聞き出す方法が勉強になりました。うちの会議では、余り意見が出ないので、それをいかして、

現在、使わせていただいています。これから裁判員制度に参加される方には、思っているほど堅くはありませんよとお伝えしたいです。

【司会者】

では、続けて6番の方、お願いいたします。

【6番】

いろんな意見はあると思うんですけど、私は、この裁判員制度はやっぱりすばらしいなと思いました。知らない世界、そして、テレビしか情報が取り入れられないというのが普通の人であって、裁判員になってみると、裁く人も裁かれる人も、こうしていくんだということが大変勉強になりました。

そして、やっぱり誰もが知るべき事実というのがちゃんと全てを出してくれているということも分かりましたし、本当に重責はありましたけれども、やはりこういうふうにして経験した一人一人が、犯罪はいけないんだと、全ての犯罪を許しちゃいけないんだということに気付いていってくれば、もうちょっと世の中といったら大きすぎますけれども、せめて自分の近隣のトラブルぐらいは解決できるような人間になれるんじゃないかなと思います。

そういう意味では、私たちが担当した事件は、本当に国と国の違うところでしたけれども、やっぱりいろんな意味で大変な勉強をさせていただきました。だから、私は、候補者にも選ばれたら、どんなことがあっても地方裁判所へ行ったほうがよいと、選ばれないかもしれないけれど、それでも行ったほうがよいということをいつも言っています。

【司会者】

大変ありがとうございます。では、7番の方、お願いいたします。

【7番】

結論から言いますと、参加して非常によかったと思います。ただ、私の場合は、仕事の調整がたまたま時期的にうまくいったのでよかったんですが、逆に、もし選ばれなかったとしたら、仕事の調整をもうしてしまっている後なので、例えば、そ

の後の3日間とかがすごく大変だっただろうなと思ったことを覚えています。

あとは、裁判員を経験して1年がたちまして、今日も、子どもを保育園に預けてから来たんですけれども、今、一時保育も、すごくいっぱい、非常に取りづらい状況になっているので、もうちょっと取りやすくなれば、主婦の人なども参加しやすくなるのではないかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。引き続き8番の方、お願いいたします。

【8番】

私が担当した事件が傷害事件とか殺人事件だったり、最初にお話ししたようなそういうちょっと悲惨な事件だったとしたら、とても今こうやって自分の経験したことがよかったんですなどとは言えなかったと思うんです。たまたま、今日、お見えになった方たちも、死刑になったりとか、人生がどうなるかみたいな事柄ではなかったということも一つはあるんじゃないかなと思います。あと、私自身のことでいえば、最後に、裁判長さんが、皆さんの普通に生きていらっしゃった人生経験を私たちのほうが必要としているんですということを書いてくださったことがとても励みになったし、参加してよかったなと思えたことなので、そういう言葉の力とか、そういう文章の力とか、そういうことを改めてもう一度考えさせられる時間をいただいたと思っています。

あと、やっぱり自分が経験したせいか、いろんなニュースを見て疑問に思っていることは、裁判員裁判によって量刑が割と重くなったとか、控訴されると裁判員裁判の結果が覆されるみたいなことが報道されると、それに参加してああいう思いをされて、その後何か無力感や徒労感とかそういうものを抱かれてしまったり、また、これから裁判員になる人たちにとってのマイナス材料になっているんじゃないかなという思いもありますので、判例主義じゃないんですけど、一人の殺人だと、これぐらいで、3人だと、こうでとか、何かそういうことではなく、せつかく市民感覚とか、市民の感覚はたぶん感情的になったり、同情的になったりすることなん

だと思うので、じゃあ、なぜそうじゃなくなるのかということの説明とか、納得できるような、後からそういう一般の市民生活の中でも、こういうことなんだよねということがじわじわと浸透していくと、そういうさまざまな事件でも、みんなが重い腰を上げて参加するということの一つの契機にもなるんじゃないかなと思います。

あともう一つ、冤罪事件みたいなのもあるじゃないですか。もしそんなことに自分の関わった裁判が、やっぱり自分も関係してしまったら、それは、関わった人にとって生涯重荷になると思うので、一般市民としては、やはりそういうことにならない布石というのを、取調べの透明化とか可視化、そういうことにつなげていただいて、分かりやすい裁判というふうに、是非していただきたいなど、そうしたら、みんなも参加しやすいんじゃないかなと、ちょっと思っています。

【司会者】

大変貴重な御意見ありがとうございました。確かに、これからの裁判員制度では裁判員の方のその後のケアというのは、あらかじめ考えておかなければならないというのは、今、話題になっているところですので、貴重な御意見として参考にさせていただきます。

本日は、非常に活発な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。貴重な御意見、これから参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして本日の意見交換会は終了ということにさせていただきます。

(別紙第2)

話題事項について

- 1 まず、裁判員を務められた全体的な感想を一言お聞かせ下さい。
- 2 次に、今回の意見交換会では、「審理の分かりやすさ」についてのご意見をお聞かせいただくことが予定されております。そこで、当日は、次のような話題事項に沿って、意見交換をお願いしたいと考えております。
 - (1) 検察官や弁護人の活動は分かりやすかったですか。印象に残っているのはどのような点ですか。もっとこうして欲しかったといった要望はありますか。
例えば、
 - ア 冒頭陳述（審理の最初に検察官と弁護人が行った説明）で、事案の内容や争点、証拠調べのポイントがよく理解できましたか。
 - イ 証拠の説明（モニターを利用した書類の説明や供述調書の朗読等）は、どのような点が印象に残っていますか。
 - ウ 証人、被告人に対する質問は的確に行われていましたか。質問事項書等の配付された書面は、供述内容の理解に役立ちましたか。
 - エ 論告・求刑、弁論（審理の最後に検察官と弁護人が述べた意見）は、評議で意見を述べる際に、どのように役立ちましたか。
 - (2) 裁判官の説明は分かりやすかったですか。印象に残っているのはどのような点ですか。もっとこうして欲しかったといった要望はありますか。
例えば、
 - ア 裁判手続や法律用語、争点や量刑の決め方等に関する説明内容は分かりやすかったですか。それらの説明の時期は適切でしたか。それらの説明が、証拠の内容を理解したり、評議で意見を述べたりする際にどのように役立ちましたか。
 - イ 評議の進め方について印象に残っているのはどのような点ですか。
- 3 最後に、裁判員としての負担感（仕事や家事との調整等も含めて）にも触れな

がら、これから裁判員（又は候補者）となられる方へ伝えたいことをお聞かせ下さい。